

# 令和7年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度要綱

令和7年3月26日制定  
(一社) 宮崎県トラック協会

## 第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図る事を目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

## 第2条 受講対象者

宮崎県トラック協会（以下、「県ト協」という。）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって組織されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

## 第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びweb講座（WEBee Campus）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166(65) 1200
仙台校	989-3126	仙台市青葉区落合四丁目2番5号	022(392) 8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570番地	0256(38) 0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042(565) 1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79番地	0561(48) 3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡	0790(22) 5931
広島校	733-0834	広島市西区草津新町1丁目21-5	082(278) 5800
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区網場町2-1	0949(28) 1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966(23) 6800

## 第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校（WEBee Campus 含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

## 第5条 受講定員

受講者総数は10名以内とし、原則として1会員事業所2名以内とする。

## 第6条 受講内容の通知

県ト協は、全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）から通知のあった対象となる講座の内容及びスケジュール等を会員事業者へ周知する。

## 第7条 受講の届出・承認

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に県ト協へ届出を行い、予算の範囲内である事を確認の上、会員事業者に受講の承認を行う。

## 第8条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、県ト協からの承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。

2. 受講申込みをした学校から受入通知があった場合に受講する事ができる。
3. 受講料は、所定の額（全額）を会員事業者が直接、当該校に納入する。

## 第9条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定講座（期間）を受講し「受講修了証」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」（様式1）を県ト協へ提出する。

その際、「受講修了証」の写し及び「振込金受取書」等の写しを添付する。提出期限は令和8年2月末日とする。

2. 県ト協は提出された「受講修了通知書」、「受講修了証」（写し）及び「振込金受取書」（写し）等の内容を確認した上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式2）に必要事項を記入し、全ト協へ提出する。

## 第10条 受講料の負担

受講料については、受講修了事業者・県ト協・全ト協それぞれ3分の1の割合で負担する。県ト協・全ト協の負担額は、百円未満は切り上げとし、事業者の負担額は、受講料から県ト協・全ト協の負担額を差し引いた額とする。

## 第11条 受講料負担額の支払い

県ト協は、全ト協から支払われた負担額に、県ト協の所定の負担額を加えた受講料負担額を、会員事業者に支払う。ただし、前年度会費未納事業所は対象外とする。

## 第12条 受講申込み後の変更又は中止

会員事業者は、県ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨速やかに県ト協あて届け出る。

## 附 則

本要綱は令和7年4月1日より施行する。